

教育職員等による児童生徒への性暴力等の防止のために
—未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針—

藤井寺市教育委員会
令和7年10月1日

(趣旨)

- 1 本来、児童生徒を守り育てる立場にある教育職員等が、その立場を悪用して児童生徒への性暴力等を行うことは言語道断であり、絶対に許されない人権侵害行為です。しかし、児童生徒への性暴力等にあたる行為により懲戒処分等を受ける教育職員等は後を絶たちません。なかには、盗撮など児童生徒自身が被害に気づかないような犯罪事件も生じており、事態は極めて深刻な状況にあります。

児童生徒への性暴力等は、児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、教育活動に対する児童生徒や保護者等からの信頼を著しく低下させ、安心した学校生活を脅かしかねません。

こうした一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒が心身ともに健やかに成長していくことを願い、児童生徒と寄り添いながら、日々、教育活動に取り組んでいる大多数の教育職員等の社会的な尊厳が毀損されることはあってはならないことです。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（以下、「法律」という。）が令和4年4月1日に施行、令和5年7月13日に一部改正され、現在に至っています。本法律により、教育職員等による児童生徒性暴力等を明確に禁じる規定が置かれ、被害を受けた児童生徒等の同意や暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは全て法律違反になることとされています。

教育職員等は、「性暴力は絶対に許されない」という意識を持ち、改めて学校における未然防止策の確立やその徹底、早期発見の手立てと被害児童生徒に寄り添った対応を行えるよう学校づくりを進めていかなければなりません。

この指針は、こうした認識のもと、児童生徒に安心安全で、居心地のよい学校づくり及び保護者・地域の方々の信頼に応える学校づくりを目的として、教育職員等による児童生徒に対する性暴力等の防止及び対応に関し、必要な事項を定めたものです。

(基本的な考え方)

- 2 学校における教育職員等による児童生徒に対する性暴力等は、許されない人権侵害事象である。

教育職員等による児童生徒に対する性暴力等は、児童生徒の心身を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、個人としての尊厳や人権を侵害する極めて重大な問題である。また、学業を遂行する上で学習意欲の低下や喪失を招くなど、児童生徒に不利益を与え、就学環境を著しく悪化させるものである。

教育職員等による児童生徒に対する性暴力等は、大人と子ども、指導する側と指導される側という力関係が存在するため、児童生徒が拒否しがたく、逃れ切れない状況において発生する極めて卑劣な行為であり、被害も表面化しにくい。さらに、児童生徒、保護者のみならず社会全体の学校教育に対する信頼を失わせることになる。

これらのことから、教育職員等が児童生徒に対し、性暴力等を起こした場合には、原則、懲戒免職処分の対象となり厳正な処置が講じられることになる。また、場合によっては刑法上の犯罪に該当することにもなる。

児童生徒が学校で安心して過ごせるよう、すべての教育職員等が、性暴力等は許されない行為であることを理解し、学校全体で防止に努めなければならない。

性暴力等を受けた児童生徒の心の痛みや深い悩みについて、一人ひとりの教育職員等が自らの問題として受けとめる感性と人権意識を身につけることが児童生徒に対する性暴力等を防止するうえで最も重要である。

(1) 性暴力等の定義

児童生徒性暴力等については、児童生徒の同意や脅迫の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

法律上の児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう。（法律第2条第3項第1～5号）

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること。
- ② 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又はわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（いわゆる「児童ポルノ法」）第5条から第8条までの罪に当たる行為を行うこと。又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（いわゆる「性的姿態撮影等処罰法」）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為を行うこと。
- ④ 児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又はそのような行為をさせること。
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと。

- ・ ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。
- ・ ⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒を不快にさせる性的な言動などが、ここに含まれると考えられる。性的な言動には、口頭での発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等（以下、「SNS 等」という。）を用いることも含まれる。

(2) 性暴力等の背景

性暴力等になり得る言動は、性的な関心、欲求に起因する事例や性別により差別しようとする意識に起因する事例、あるいは、それらが複合している事例が見られる。

また、教育職員等による児童生徒への性暴力等の中には、自らの行為が性暴力等にあたることにさえ気づいていない事例も見受けられる。その背景には、児童生徒の人権に対する認識が不十分であることや、性差別意識や固定的な性別による役割分担意識、性的マイノリティに対する偏見や無理解等、人権意識の希薄さがある。

この問題に対する理解を深めるためには、何が性暴力等になり得るのか、また背景に何があるのかを十分に認識する必要があり、具体的事例についての実践的な研修を重ねることが重要である。

また、「教職員等による児童生徒性被害等の防止等に関する法律」（令和5年7月13日施行）、「教

職員等による児童生徒性被害等の防止等に関する基本的な指針」（令和5年7月13日改訂文部科学大臣決定）の観点にも留意すること。

（防止について）

3 あらゆる教育活動は、児童生徒を一人の人間として、人格を尊重しながらすすめるべきではない。

性暴力等を受けた児童生徒の心の痛みや深い悩みについて、一人ひとりの教育職員等が、自らの問題として受け止める感性を身につけ、人権意識を高めることは、児童生徒への性暴力等を防止するために最も必要なことである。そして、学校においては、教育相談体制の充実を図り、児童生徒の「声」「思い」を教育職員等が十分に受けとめながら、児童生徒との信頼を築くように努める必要がある。

（1）防止にあたっての基本的な観点

- ・教育職員等は、児童一人ひとりの人格を尊重しなければならない。
- ・教育職員等は、児童生徒を守り育てる立場にあることを自覚し、児童生徒を個人の性的な関心や欲求の対象としてはならない。
- ・性暴力等は、指導する側される側という教育職員等と児童生徒との関係性において、児童生徒から「嫌だ」等、明確な拒否を表示する意思が返ってこない場合が多いことを認識する。
- ・SNS 等による児童生徒との私的なやりとりは適当ではないことから、SNS 等を用いて児童生徒と私的なやりとりを行ってはならない。
- ・SNS 等を用いて業務上必要な連絡を行う場合は、利用目的を明確にしたうえで、管理職や保護者の許可を得て行うものとする。
- ・学校内における個人用携帯電話やスマートフォンの使用は、緊急時及び児童生徒の安全に関する時に限定すること。
- ・性に関する言動の受け止め方には個人やその人物の立場等により違いがあり、性暴力等に当たるか否かについては、相手の判断が重要になるため「親しさの表現」「励まし」等が動機であっても、相手に性的な嫌悪感を持たせたり、不快にさせたりする場合があることを認識する。
- ・障がいのある児童生徒の指導や介助の方法等に十分留意する。

※ 障がいのある児童生徒の具体的事例については「大阪の支援教育」に掲載されている「『セクシュアル・ハラスメント防止のために』—障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助等における留意点—」を参照すること。

- ・性的マイノリティの児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を理解する。
- ・児童生徒の日常の行動の変化を的確に把握することにより、内面の状況を理解するように努める。
- ・日常生活のあらゆる場面において、児童生徒との信頼関係の醸成に努め、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努める。
- ・定期健康診断等の実施に当たっては、「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」を参考に実施方法等の評価・点検を行うこと。とりわけ、障がいのある幼児・児童・生徒においては、指導や介助方法における留意点の再点検を行うこと。

（2）防止のための具体的方策

教育職員等の共通理解を図るため、研修の場を設定するとともに、相手に不快感を与えるような言動に対し、互いに指摘し合える人間関係を構築するよう、日常的に職場環境を整備することが大切である。また、教育職員等が自らの意識や行動の問題点に気づくことが重要であり、日常的なあらゆる場面において、児童生徒を一人の人格をもつ個人であるとして対応しているか、固定的な性別による

役割分担意識がないかどうか、自ら点検することができるようにする。

性暴力等の被害にあった児童生徒は、誰にも相談できずにいることが多いため、できるだけ早く誰かに助けを求めることができるような相談体制を構築する必要がある。

① 校内体制の整備

- ・ 防止に向け、学校全体としての取組を推進する校長を中心とした校内組織を整備・充実する。
- ・ 設置した校内組織において、教育職員等研修計画及び指導計画等を立案する。
- ・ 日頃より児童生徒が安心して相談できる環境を整えておくとともに、相談窓口を設置し、男女複数の相談窓口担当者を決め、児童生徒、保護者へさまざまな機会を通じて周知する。
- ・ 児童生徒や教育職員等に対する定期的なアンケート調査や教育相談の充実、電話相談窓口の周知等により、児童生徒が被害を訴えやすい体制を整える。また、児童生徒に対するアンケート調査については、例えば、発達段階をふまえて質問項目やアンケート調査の実施等を変えることなど、実施にあたり、児童生徒にとって質問の趣旨等がわかりやすいものになっているよう工夫すること。
- ・ 性的マイノリティの児童生徒や保護者からの要望に応じて、学校内外に「サポートチーム」を作り、ケース会議等を適時開催しながら、服装やトイレなどの個別支援を行う体制を整え、教育環境整備を進める。
- ・ 教室（空き教室も含む）は常に整理整頓し、児童生徒が更衣室として使用する以外は、廊下から教室内が見えるよう視界の確保に努める。
- ・ 教室（空き教室も含む）やトイレ、更衣室等に不審物がないかどうか定期的に点検する。

② 教育職員等研修の充実

- ・ 児童生徒の人権、特性等に関する理解を深めるための研修を行う。
- ・ 教育職員等の服務規律の徹底を図るための研修を行う。
- ・ 児童生徒への性暴力等の防止のため、専門的な見識を有する者などを講師として招き、性暴力等とは何かを理解したうえで、日常的な教育活動を点検し、自らの意識や行動の問題点に気づくことができる研修を行う。
- ・ 法律及び基本指針を確認するとともに、児童生徒への性暴力等の防止等に関する理解を深めるため、文部科学省が制作した啓発動画を活用するなど効果的な研修の工夫を図りつつ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する研修を様々な機会を捉えて繰り返し、また、計画的に実施するよう、取組の充実を図る。
- ・ 児童生徒への性暴力等の防止に加え、性的マイノリティに対する理解を深める等定期的に研修を行い、教育職員等の共通理解を深めていく。
- ・ 「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために、ＱＡ集（平成 15 年 3 月大阪府教育庁）」などを活用する。

【早期発見のためのポイント】

イ 性暴力は見えにくいことを理解

※普段から、密室となる場所での指導等は行わないように心がける。

《性暴力等の被害が見えにくい理由》

- ・ 打ち明けにくい。
- ・ 恥ずかしい。
- ・ 話したら怒られる。
- ・ 何が起きているかわからない。

- ・性的ないじめは、性暴力であるとの認識が低い。
- ・男性から女性のみにかかると思いがちがある。（男子児童生徒や同性間の被害は見えにくい。）
- ・目撃者がいない。

ロ 気づきが大切

※普段の発達支持的生徒指導を充実させる。

- ・情緒が不安定。
- ・不登校。
- ・成績が下がった。
- ・問題行動（性的問題行動、反抗的な行為など）が見られる。

ハ 日頃の信頼関係が大切

※困ったときに、安心してすぐに相談できる相談者や相談窓口を作っておく。

【性暴力等、セクシュアル・ハラスメントの事例】

① 性的な発言

- ・「生理」を理由に授業等を休む児童生徒に対し、月経周期等を必要以上に質問する。
- ・痴漢に遭った児童生徒に対し、「短いスカートをはいていたからだ」等、被害者にも責任があるような言い方をする。
- ・掃除を怠けていた女子に対し「女の子なんだからきちんとしなさい」と言って叱る。
- ・泣いている男子に対し「男のくせにめそめそするな」と言う。
- ・服装や髪型などの外見や行動、言葉遣いについて「女みたい」「男みたい」「同性が好きなんて気持ち悪い」とからかう等、性的指向や性自認に関して、一方的に否定したり、揶揄するように言ったりする。
- ・「ホモ」「オカマ」などの人格を認めない呼び方をする。
- ・児童生徒に性的な質問をする。

② 性的な行動

- ・指導の際、必要がないのに髪、肩や背中に触れ、児童生徒に不快感を与える。
- ・水泳等の指導で、必要以上にじろじろと見つめ、児童生徒に不快感を与える。
- ・スキンシップと称して特定の児童生徒を抱っこしたり、ひざに乗せたりする。
- ・個別指導や服装指導において、不必要に児童生徒の身体に触る。
- ・児童生徒に肩や足などを摸する。
- ・女子であるということで、お茶くみや掃除をさせる等、雑用を強要する。
- ・容姿や体形等を話題にしたり、からかいの対象としたりする。
- ・性的指向や性自認に関して、蔑視し、笑いの対象にしたり、からかっていじめたりする。
- ・自宅や密室等で児童生徒と二人きりになる。
- ・児童生徒の携帯電話等に、SNS等で性的な内容を送る。
- ・ヌードなどの不適切な写真が掲載された雑誌等を学校に持ち込み、児童生徒に見せる。

【セルフチェックリスト】

※教育職員等は、多くの児童生徒と接しています。常に「誰かに見られている」という意識を持ち、セルフチェックリストで自分の行動を振り返ってみましょう。

- ☐ 児童生徒一人ひとりの人格を尊重し、日々の指導に当たっていますか。
- ☐ 法律により、児童生徒性暴力等をしてはならないと定められていることを認識していますか。
また、教育職員等は児童生徒を性的な欲求の対象としてはいけないことを認識していますか。
- ☐ 児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、原則として懲戒免職などの厳正な処分となることを認識していますか。
- ☐ 教育職員等と児童生徒の関係において、仮にその児童生徒が好意を伝えてきたとしても、恋愛関係になることは決して許されないことを認識していますか。
- ☐ 指導やスキンシップ、マッサージなどと称して、児童生徒の体に触ったり、触らせたりしていませんか。
- ☐ 私的に児童生徒と電話やSNS等をしていませんか。
- ☐ 児童生徒を自家用車に乗せたりしていませんか。
- ☐ 指導等を行う場合は、密室となる場所で行わないようにしていますか。やむを得ず行う場合は、複数の教育職員等で行うようにしていますか。
- ☐ やむを得ず個別指導を行う場合は、教室の外から中の様子が見えるようにしていますか。
- ☐ 障がいのある児童生徒に対し、児童生徒が不快に感じることがない適切な介助、指導援助の方法を身につけていますか。
- ☐ 親しみや励ましを目的とした言動であっても、児童生徒を不快にさせる場合（特に身体的接触や性に関わる発言）があることを認識していますか。
- ☐ セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手が不快だと思うかどうかによるものであることを認識していますか。

③ 児童生徒に対する教育

- ・「こどもエンパワメント支援指導事例集（平成 19 年 3 月改訂大阪府教育委員会）」も活用し、ロールプレイ等、参加体験型の手法を取り入れ、児童生徒自身に、何が性暴力等であるかを正しく認識させ、明確に拒否の意思表示ができる力等を育成する。
- ・「生命（いのち）の安全教育」（文部科学省）の資料等を活用するなどにより、児童生徒自身の身体や心を大切にする教育及び性教育等を計画的に実施する。
- ・人権教育教材集・資料（平成 28 年 10 月大阪府教育センター）、人権教育リーフレット（平成 26、27 年大阪府教育センター）などを活用し、「子どもの権利」に関わる教育を計画的に実施する。
- ・「小・中学校及び府立学校における男女平等教育事例集（平成 15 年 7 月大阪府教育委員会）」などを活用し、男女平等教育や児童生徒が性的マイノリティに対する理解を深められる教育を計画的に実施する。
- ・校内の相談窓口や大阪府教育センター「すこやか教育相談」等の活用について具体的に周知し、ひとりて抱え込まずに相談することの大切さを伝える。

24 時間電話相談 0120-078310（なやみいおう）

大阪府教育センター相談窓口

「すこやかホットライン」（子ども専用）電話 06-6607-7361 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

「さわやかホットライン」（保護者専用）電話 06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

「しなやかホットライン」（教職員専用）電話 06-6607-7363 sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

FAX 06-6607-9826

（事象が起こった場合の対応について）

- 4 学校は、児童生徒や保護者等からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者から通報^{（注1）}を受けたとき、その他学校に在籍する児童生徒が教育職員等による性暴力等の被害を受けたと思われるときは、直ちに、教育委員会にその旨を通告するとともに、性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告しなければならない。（法律第 18 条第 4 項）

学校は、児童生徒や保護者等からの相談などにより、教育職員等による性暴力等を受けた事実があると思われるときは、被害児童生徒の負担を十分に配慮しつつ、被害児童生徒の立場にたって、被害児童生徒の救済と心のケアを最優先に対応するため、校長のリーダーシップのもと、速やかに、組織的な対応を厳正に行う。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家の支援や助言に従い、被害児童生徒の人権に十分配慮しなければならない。また、状況に応じて、市の学校支援チームや府の緊急支援チームの派遣要請も検討する。

^{（注1）} 法律第 18 条第 1 項

教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保護者は、児童生徒等から教育職員等による児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合において、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等が在籍する学校又は当該学校の設置者への通報その他適切な措置をとるものとする。

（1）相談にあたっての留意事項

- ・相談は複数で対応し、少なくとも 1 名は相談者が希望する性の担当者があたる。
- ・相談に用いる部屋はプライバシーを守ることができるよう配慮し、相談者がゆったりした気持ちで話せる雰囲気を作る。
- ・相談者と相談の対象となっている者を、同席させて話を聞くことのないよう留意する。

- ・事実確認は、被害児童生徒本人、及びその保護者の意向をふまえて行う。
- ・事実関係を的確に把握し、その内容を相談者に確認するとともに必ず記録する。記録は5W1Hを基本とする。特に児童生徒が語った内容だけでなく、質問内容も記録するよう意識する。
- ・相談担当者や相談を受けた教育職員等は、相談者にとって最も適切な解決方法を早期に見出そうとする姿勢を保持する。
- ・相談者の立場にたち、その主張を十分に聴く。また、性的マイノリティの児童生徒が抱える悩みや不安を理解した上で、相談にのる。
- ・同じことを繰り返し聞かない等、相談者の心理的負担を軽くするよう配慮する。
- ・保護者が希望した場合、保護者同席での聴き取りを拒否しない。（特に被害者が小学校低学年の児童の場合は、後ろで聞いてもらう等保護者同伴の聴き取りを行う方が学校との信頼関係構築のためにも良い。）

(2) 被害児童生徒への対応とケア

- ・被害児童生徒と加害者とされる教育職員等を分離する。
- ・被害児童生徒から信頼を得ている教育職員等（相談者が希望する性であることが望ましい。）がスクールカウンセラーと連携しながらケアにあたる。
- ・スクールカウンセラーと被害児童生徒との面接の機会を設けてアセスメントを行い、アセスメントに基づいた方針に沿ってトラウマケアを行う。
- ・聴き取りによる苦痛や風評、マスコミ報道等による二次被害を受けることのないよう、最大限の配慮をする。
- ・被害児童生徒の負担を軽減するとの観点から、被害内容についての聴き取りの回数は、少ない方が望ましい。また、被害児童生徒については、誘導や暗示の影響を受けやすく、聴き取りの方法や時期、回数についての留意が必要である。捜査機関等においては、被害児童生徒から聴き取りを行うにあたり、司法面接（代表者聴取）の取組^(注2)を行っているところであり、学校においても同様の取組に留意が必要である。

^(注2) 司法面接（捜査機関等における代表者聴取）の取組

児童生徒等が犯罪の被害者や目撃者等の参考人である事件の際は、児童生徒等の負担軽減及びその供述の信用性確保の観点から、検察・警察・児童相談所の3機関が、早期に情報共有や協議を行い、そのうちの代表者が面接・聴取を行う取組。

【聴き取りのポイント】

① 被害児童生徒へ

- ・安心できる場所で聴く。
- ・本人の意思を尊重する。
- ・客観的に事実を確認する。
- ・聴き取りをする者は偏見を持たず、意見を伝えてはいけない。
例：「男子は被害にあわない」「一人で歩いているから被害にあう」など。
- ・答えがYes・Noにならないよう、自発的に自由に話すことのできる質問をする。
例：「何かあった？」「どうしたの？」「～について話して」など。
- ・聴き取りをする者が想定していることを、先に答えを出す形で質問しない。
例：「～に…されたの？」「～ということがあったの？」など。

- ・被害内容を否定しない。
例：「本当なの？」「～だったんじゃないの？」など。
- ・特定の答えを認めさせようとしない。
例：「～なんでしょ？」「～だよね」「そんなんでしょ」など。
- ・「なぜ」「どうして」という言葉は圧力になる場合もあるので、「どういうことがあって、そこに行くことにしたの？」と言い換える。
- ・「これが最後の質問だよ」「これが終わったら帰れるからね」「あと〇個答えてくれたらおしまいにするね」など、特定の応答の内容を暗示・強制したり、応答（肯定・否定）の方向性を示したり、短く済む方法を選ばせたりすることは、応答の公平性をゆがめることになるので行わない。
- ・「話してくれてありがとう」など伝えたことの労をねぎらうのは、聴き取りの最後にする。
- ・聴き取りの後、一人の時間を作らない。また、その後は孤立させない。
- ・「誰が」「身体のどの部分に」「何をした」程度の情報が得られたら、管理職に報告する。
- ・PTSD（トラウマ反応）を理解し、専門家につなぐ。

② 聴き取り後に伝えること

- ・困ったときに相談できる教育職員等名を伝える。
- ・話してくれたことを労い、被害児童生徒を守るために、信頼できる機関や専門家と連携して対応していくことを伝える。

③ 被害児童生徒以外へ

- ・いつ、どのような場面で知ったかを聴く。
- ・被害児童生徒が教育職員等に被害内容を伝えることを了承しているか確認する。
- ・他で話をしたり、SNS等で拡散したりしないように伝え、二次被害を防ぐ。

(3) 保護者への対応

- ・学校の基本姿勢を伝え、保護者も傷ついていることを十分認識し、誠意ある対応を行う。
- ・学校内で対応する窓口となる教育職員等を伝える。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家と連携して保護者のケアを行う。
- ・情報の拡散等を非常に気にされる保護者もいるため、保護者の気持ちに寄り添いつつ、被害児童生徒のプライバシーを最大限に配慮した支援の方針を保護者と共有する。
- ・安全な場所の確保・維持のため、不安や心配はないかなど被害児童生徒の様子を保護者から聴き、一緒に対応を話し合う。
- ・被害児童生徒の回復には、保護者の関わりが大きく影響するため、被害児童生徒及び保護者の気持ちや家庭等での状況を把握しながら、保護者との継続的な話し合いの機会を持つ。
- ・保護者からの相談等に継続的且つ適切に対応し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や学習支援を行う。
- ・学校生活における配慮事項も徐々に変化するため、被害児童生徒及び保護者の思いをふまえて、定期的に支援体制の見直しを行う。
- ・被害児童生徒が、不眠、食欲不振、集中できない、欠席が続くなどの状態であれば、保護者に医療機関の受診を勧める。
- ・被害者救済の手立てが必要な場合（医療機関受診が必要な場合等）は、性暴力被害ワンストップ支援センター（性暴力救援センター・大阪SACHICO）などの機関を紹介する。また、学校として相談する場合は、スクールソーシャルワーカー等の専門家の助言をもとに、被害児童生徒の状況を整理し

たうえで相談すること。

- ・加害事実が確定した場合、在校児童生徒の状況や精神的なケア、今後の学校運営について、保護者説明会を開催するなど、保護者への説明を十分に行う。

○性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

全国共通短縮ダイヤル #8891 (はやくワンストップ)

○性暴力救援センター・大阪 SACHICO 24 時間ホットライン 072-330-0799

○大阪府警 性犯罪被害 110 番 0120-548-110

もしくは 性犯罪被害相談電話全国共通番号 #8103

5 加害者とされる教育職員等への対応と指導

- ・事実が確定するまで、その教育職員等を加害者と断定できないが、被害児童生徒が心理的な圧迫を受けないために、速やかに被害児童生徒と加害が疑われる教育職員等を分離する。
- ・管理職は教育委員会と連携し、加害者とされる教育職員等から事情聴取するとともに、必要に応じ、第三者からも情報を収集するなど、問題事象の客観的な把握に努める。
- ・事案は多種多様であり事象によって対応が異なるため、被害者が加害者の勤務校の児童生徒であるかそうでないか、被害者児童生徒は1人か複数か、被害届が警察へ提出されるかどうか等の状況を確認する。
- ・他にも加害行為がないかを確認する。
- ・被害児童生徒の心の痛みを十分理解できるよう、指導を行うとともに、自らの行為への反省を促し、再発防止について考えさせる。

【加害行為が疑われる教育職員等への聴き取りのポイント】

- ・管理職は、教育委員会と速やかに連携をとりながら、加害行為が疑われる者への事実確認と対応にあたる。
- ・守秘義務を遵守する。
- ・感情的に接しない。
- ・予断や偏見を持たず、客観的に事実を確認する。
- ・加害行為が疑われる者が事実を否認した場合、必要に応じて第三者からも情報を収集する。その際は、誰から情報を収集するかについて、被害児童生徒またはその保護者の承認を得るようにする。
- ・情報提供者を加害行為が疑われる者には明かさない。
- ・内容の記録を必ず取り、加害行為が疑われる者に確認する。

6 校内の他の教育職員等について

- ・情報管理を徹底し、二次被害を防止する。
- ・被害児童生徒と保護者に十分配慮することを最優先に問題解決への共通認識を持ち、一致して指導にあたる。

7 教訓化と再発防止

- ・発生した性暴力等の事案について、発生原因及びその再発防止策について、関係機関と連携して検討を行う。

- ・個人情報の保護に留意したうえで、事象の要因や背景を分析することにより学校の課題を明らかにし、学校全体として課題の共通理解を図る。
- ・教育委員会と連携して、再発防止に向けて校内研修等の具体的な取組を推進する。
- ・必要に応じて、保護者等に対して、学校としての再発防止策を説明する。

8 教育委員会の対応

- ・学校における定期的なアンケート調査の結果を確認し、指導助言を行う。
- ・学校の相談窓口担当者の資質の向上、未然防止及び男女平等教育の観点での研修を計画的に実施する。
- ・教育委員会の相談窓口を児童生徒及び保護者へ周知する。
- ・管理職からの報告や「すこやか教育相談」、「民間連携相談機関」等関係機関からの連絡により、事実関係の把握、被害者の救済、加害者への指導等、問題事象に関わるすべての内容について掌握に努める。
- ・事象の対応にあたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家及び関係各課と当該校の管理職との連携を図り、問題の解決にあたる。
- ・事案の状況に応じて、府の緊急支援チームの派遣要請を行い、必要な場合には、「被害者救済システム」を活用した子どもの立場にたった対応を行う。

附則

(施行期日)

この指針は、令和7年10月1日から施行する。

関係資料

- ・「職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について」
(令和4年3月文部科学省通知)
- ・「セクシュアル・ハラスメント防止のために 障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助等における留意点一」平成22年11月改訂大阪府教育委員会
- ※「大阪の支援教育」に記載
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/osaka-shienkyoiku/index.html>
- ・「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q&A集」
(平成15年3月大阪府教育委員会)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/dannjyobyoudou/sekuharaqa.html>
- ・「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」(平成15年7月大阪府教育委員会)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/dannjyobyoudou/dannjo-sidoujirei.html>
- ・児童生徒等健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について
(平成29年12月改訂大阪府教育委員会)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180070/hokentaiku/hoken/index.html>

- ・「こどもエンパワメント支援指導事例集」（平成19年3月改訂大阪府教育委員会）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35603/empa2016.pdf>
- ・セクシュアル・ハラスメント防止のためのリーフレット（平成18年4月大阪府教育委員会）
小学生版[PDFファイル／210KB]
中学生版[PDFファイル／228KB]
保護者版[PDFファイル／280KB]
<https://www.pref.osaka.lg.jp/ol80080/jidoseitoshien/dannjyobyoudou/sekuharari-hu.html>
- ・人権教育教材集・資料（平成28年10月大阪府教育センター）
人権教育リーフレット「セクシュアル・マイノリティの人権」（平成26年3月大阪府教育センター）
人権教育リーフレット「セクシュアル・マイノリティの人権②」（平成27年3月大阪府教育センター）
https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html
- ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年7月16日施行）」
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0111.html>
- ・「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月30日文部科学省通知）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468
- ・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）（平成28年4月1日文部科学省周知資料）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf